

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見提出の件

平成30年7月31日  
更新:平成30年8月27日  
一般社団法人Fintech協会

【提出者情報】

103-0025  
東京都中央区日本橋茅場町1-8-1 茅場町一丁目平和ビル8階801号室  
一般社団法人Fintech協会 (コンプライアンス分科会 事務局)

【当協会の意見】

No.	質問
1	規則第6条第1項第1号ホ 特定事業者が提供するソフトウェアは、性能や機能に制限や要求はあるか。
2	画像による容貌や本人確認書類の真正性の確認は、機械で行う方が合理的に精度高く行うことができれば、目視ではなく機械による確認でも良いか。
3	本人確認書類の厚み等の特徴の確認方法については、具体的なガイドライン等は出されるか。
4	本人確認書類の厚みの確認は、何ミリなど正確な計測は不要という理解でよいか。また、当該本人確認書類の厚みを確認したものであると合理的に判断できるものであれば、本人確認書類の一部が厚みとともに撮影されるなどの方法でよく、本人確認書類の表面全部が厚みとともに撮影される必要はないという理解でよいか。
5	特定事業者が外部委託業者を活用して新たな本人確認の方法で取引時確認を行う場合の、特定事業者と外部委託業者との間の責任分解点について、何がしかの基準等はあるか。
6	第三者が提供する機能やシステム等を用いた場合でも、特定事業者が最終責任を負うということで良いか。
7	顔認証機能では誤受入率が0.001%以下といった基準が考えられると聞いたが、AIを利用した場合の具体的な性能要件はあるか。
8	今後、AI/人間を混ぜた本人確認サービスも出てくると思われるが、委託元/先との責任分解点の基準、委託先で性能要件を満たしているかの管理まで求められるか。
9	本人確認書類の真正性の確認は、目視の確認が必要か。必要となる場合、①顔写真の照合と同時にに行わなければならないか。②口座開設後でもよいか。③サンプルチェックでもよいか。現行法の下では、特定取引を「行うに際しては」とは、「あらかじめ」「までの間に」などのように取引が完了する前に必ず本人確認が終了していなければならないとの趣旨ではなく、取引の性質に応じて合理的な期間内に本人確認を完了すべきとの趣旨であり、合理的な期間内に完了しない場合は、免責規定(犯収法5条)により取引を中断することになるものと理解しているが、この考え方は「本人確認書類の真正性の確認」の場面でも妥当するものと理解して良いか。
10	顔写真の照合は専ら機械によることも可能か。その場合に機械が有すべき性能についての基準は示されるか。
11	本人確認書類の真正性の確認と顔写真の照合を、もっぱらオペレーターがビデオや動画を確認する方法で目視のみで行うことも可能か。顧客等の挙動等を逐次確認できるのであれば、不正対策措置を別途取る必要はないという理解でよいか。
12	顔写真と本人確認書類の真正性の確認のため、ランダム行為が必要となると聞いたが、例えばIDセルフィー(顔と本人確認書類を同時に撮影する方法)によって同時に1枚の写真でランダム行為を要求したということは可能か。
13	顔認証の照合は例えば双子などの場合には、専ら機械によっても同一と判断される可能性があるが、店頭で対面で確認する場合にも同様の問題はあり、目視であれば一目瞭然で識別可能なものを誤認しない程度に識別できていれば問題ないと考えられるが、そのような理解でよいか。

No.		質問
14	規則第6条第1項第1号へ	ICチップに記録された情報の送信を受ける場合には、本人確認書類の真正性の確認のための目視確認を行わないとすることは可能か。
15	規則第6条第1項第1号ト(1)	当該条文の対象となる他の特定事業者は、金融機関およびクレジットカード会社以外で想定されるものはあるか。 携帯電話会社も対象とできないか。
16		画像の送信から他の特定事業者を確認するまでは、ある程度のタイムラグは許容されるのか。される場合は、どの程度の期間か。 また、確認完了するまでの間、特定事業者のサービス提供は行ってはいけないか。
17		他の特定事業者が預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結又はクレジットカード契約の締結を行った際に顧客等の本人特定事項の確認を行い、その記録を保存し、かつ、当該顧客等が当該記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認することとあるが、この他の特定事業者は銀行かクレジットカード会社だけか。
18		規則第6条第1項第1号ト(1)の「他の特定事業者が～取引を行う際に～確認を行い、～確認記録を保存し、～当該顧客等しか知り得ない事項～が～記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告」を受ける方法はどのような方法を想定しているか。
19		規則第6条第1項第1号ト(1)の「他の特定事業者が～取引を行う際に～確認を行い、～確認記録を保存し、～当該顧客等しか知り得ない事項～が～記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告」を受けるにあたり、特定事業者との間で契約等の締結をしておく必要があるか。
20		他の特定事業者を利用した本人確認を行った場合、他の特定事業者で行った本人確認自体が虚偽の内容である時(例: 氏名などを偽ったマネーロンダリング用の口座だった等)、本人確認を行った他の特定事業者が責を負うものか。
21		現在提供されている規則第13条第1項の依拠の方法とは別に、規則第6条第1項第1号ト(1)の方法が認められるという理解でよいか。
22		現行規則第13条第1項第1号及び第2号の特定取引を実施する場合に依拠することが可能な取引時確認は、当該元となった特定取引と関連性のある預貯金口座に係る取引時確認又はクレジットカード契約に係る取引時確認に限定されているが、今改正における規則第6条第1項第1号ト(1)においてはそのような限定はなく、確認を実施しようとする特定事業者の特定取引と確認を依頼される側の他の特定事業者の過去に実施した確認対象取引との間に関連性は求められないとの理解で相違ないか。
23		規則第6条第1項第1号ト(1)の確認は、氏名、住居及び生年月日の確認を行うとあるが、この3点の情報を、特定事業者から他の特定事業者に送信して、他の特定事業者の方で有する確認記録に記録されている氏名、住居及び生年月日と一致しているかを確認する方法と、他の特定事業者から特定事業者がまず氏名、住居及び生年月日の情報を連携してもらい、特定事業者において氏名、住居及び生年月日と一致しているかを確認する方法が考えられるが、いずれの方法も許容されるという理解でよいか。
24		規則第6条第1項第1号ト(1)では、氏名、住居及び生年月日の本人特定事項を実際に情報として連携して確認しなければならないのか。住居については特に不一致が多い(ハイフンや字の有無等の理由により)ことが想定され、一部の情報を送信する(例えば都道府県と市町村までなど)ことで、他の情報(氏名、生年月日)とあわせて本人が特定できれば足りるか。

No.	質問
25	<p>規則第6条第1項第1号ト(1)では、規則第13条第1項第2号と異なり、二重の依拠は不可という記載は見当たらないが、クレジットカード会社が依拠の方法を用いていたとしても、クレジットカード会社が氏名、住居及び生年月日の確認を行っていれば、規則第6条第1項第1号ト(1)の「他の特定事業者」となることができるという理解でよいか。</p>
26	<p>規則第6条第1項第1号ト(1)の方法を用いて顧客の確認を行ったが、後日、特定事業者において、当該顧客について改めて確認の必要が生じた場合、銀行やクレジットカード会社に当該顧客の情報を確認するのではなく、特定事業者が当該顧客から再徴求等を行って、別途の本人確認書類や情報を確認する方法をとることは問題がないか。</p>
27	<p>規則第6条第1項第1号ト(1)では、銀行やクレジットカード会社との間で連携する情報は、APIの活用が考えられるが、それ以外の方法でも情報の連携方法については問わないという理解でよいか。</p>
28	<p>「当該顧客等又は代表者から当該顧客等しか知りえない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」について申告を受けるものとされているが、「当該顧客等しか知りえない事項」とは、例えば預金口座の暗証番号や、インターネットバンキングのID及びパスワードなどがこれに該当すると考えられるが、これ以外に該当するものはあるか。また、生体情報はこれに含まれるか。</p>
29	<p>「当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを確認していることを確認すること。」の確認元は、「令第1項第1号イに掲げられている取引」と「同項第3号に定める取引」を行う特定事業者に限定されているが、今後は、資金移動業者のような特定事業者にも範囲を拡大していただきたい。</p>
30	<p>規則第6条第1項第1号ト(2)</p> <p>「当該預金又は貯金口座に係る令第7条第1項第1号イ(預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結)に掲げる取引を行う際に当該顧客等について氏名、住居及び生年月日の確認を行い、かつ、当該確認に係る確認記録を保存しているものに限る。」と記載されているが、確認記録を保存しているかを銀行等に確認する必要はあるか。</p>
31	<p>「預貯金通帳の写し等の送付を受ける」とあるが、送付を受けられなかった場合、入金した金額については返還等を求める必要はない(事業者判断)ということで良いか。</p>
32	<p>振込画面のスクリーンショットの取り方については、保存された画像をアップロードしてもらう方法でもよいか。</p> <p>夜間や祝祭日に送金処理を行った場合には、着金が翌営業日になることが多いが、着金後のスクリーンショットを送付することで良いか。その場合、特定事業者による送金から一定期間経過したものにならざるを得ないが、それは特に問題ないという理解で良いか。</p>
33	<p>規則第6条第1項第1号ト(2)の方法は、預貯金口座のみと記載されているが、将来的には資金移動業者の口座の情報でも足りるようにしてほしい。</p>



No.		質問
34	規則第6条第1項第1号ホ・ヘ・ト	<p>本人確認用画像情報の送信を受けるにあたって、撮影から送信までの時間的近接性について、法文上「直ちに」や「速やかに」といった文言が付されていないが、特に要件はないという理解でよいのか。</p> <p>例えば、取引時確認手続を実施中、本人確認用画像情報の撮影後、その送信前に、顧客の都合によりいったん手続きの中断がなされてしまうといったケースが生じることは否定できないが、その手続きの再開後に従前撮影したものを送信することを許容して良いのか、それとも、手続き中止から一定時間が経過している場合には、顧客に対して新規に撮影することを依頼する必要があるのか。なお、ソフトウェア上で編集が不可能なものであれば、あえて再度の撮影は不要なのではないかと思われる。</p>
35		<p>「特定事業者が提供するソフトウェア」をいかに開発しても、例えば、すでに撮影した画像をプリントアウトして当該紙媒体を撮影するといった方法による不正をすべて防止することは困難である。この点について、何らかの不正防止策を行う必要があると考えられるが、条文上は具体的な要件が記載されていないことから、かかる不正防止策については特定事業者において合理的な方法を検討の上実施するという点で問題ないか。</p> <p>また、この合理的な方法として、何らかの数字を記載した紙などと一緒に撮影させることや、ランダムに示される指示(例えば、本人確認書類の右端に人差し指を重ねるような指示や、容貌の撮影の際に一定の姿勢を取らせること)を顧客に対して行わせ、これとともに撮影するといったことが考えられるが、これらを適切に実施すれば法令上問題ないと考えてよいのか。</p>
36	規則第6条第1項第1号ホ・ト	<p>本人確認書類の「厚み」とは、当該書類の縁の部分を目指すと考えられるが、本人確認書類の真横からこの部分を単純に撮影したのみでは、何を撮影しているかわからないものと考えられる。この「厚み」の撮影について、何か要件はあるのか。</p>
37	規則第6条第1項第1号ホ・ト	<p>本人確認書類の厚み「その他の特徴を確認することができるもの」とあるが、条文上例示されている項目以外に撮影することを想定している箇所はあるか。</p> <p>また、本人確認書類の類型により、例えばマイナンバーカードに個人番号が記載されている裏面や、旅券の空白頁など、取得することが必ずしも適当ではない画像や、必ずしも取得する必要がない画像があると考えられるが、本人確認書類の類型ごとに要求する画像を変更することに問題はないか。</p>
38	規則第6条第1項第1号チ	<p>チの方法の「当該顧客等の本人確認書類のうち次条第1号又は第4号に定めるもの(略)の送付を受け」との方法は何を指しているか。原本の送付を受けることを想定した規定であるか。この方法による場合、1点でよいのか。また、この場合の本人確認書類は何が該当するか。</p>
39	規則第6条第1項第1号リ	<p>既に事業者が行っている本人限定受取郵便による確認は、事業者としての本人確認の方法が変わるわけではないが、利用者における本人確認書類の選択肢が減る(利用者利便が悪くなる)ことになるが、利便性においてマイナス改定とする判断は、どのような理由か。</p>
40	規則第6条第1項第1号ヌ(2)	<p>特定事業者が顧客等から個人番号の提供を受けている場合の顧客等に有価証券を取得させる行為を内容とする契約の締結を行う場合(リ)の取引の場合)には、引き続き本人確認書類1点の写しの送付を受けることで足りることとされているが、国外送金を行う資金移動業者は、顧客等から個人番号の提供を受けて、顧客等に為替取引を行うことを内容とする契約の締結を行っているため、この場合(ナ)の取引で個人番号の提供を受けている場合)にも引き続き本人確認書類1点の写しの送付で足りることとしてほしい。</p> <p>少なくとも個人番号の提供を受けて本人口座となった口座を通じた国外送金と送金受領については、個人番号を受領している他の場合と同様の対応にして欲しい。</p>
41	その他	<p>現在の本人確認方法が厳格化されるまでの間、現在の方法と、今回新たに認められたオンラインによる本人確認を同時並行で実施することは可能か。</p>

No.	質問
42	<p>新たな本人確認の方法では、本人確認書類を画像情報として受領し、OCRで読み込むなどの方法により、本人特定事項を機械的に認識することが可能となるが、別途改めて顧客から本人特定事項を申告させることは法的な要件ではないという理解でよいか(例えば書類をアップロードして情報を読み込めば、顧客が別途画面で本人特定事項を入力する必要はないということによいか)。</p>
43	<p>法人の本人特定事項の確認方法について、新たな方法で確認をした場合、代表者の確認は登記情報の送信等の方法で足りるが、担当者の確認は個人の本人特定事項の確認が引き続き必要となるという理解でよいか。</p>
44	<p>法人の本人特定事項の確認方法について、法人及び代表者の本人特定事項の確認は、事業者が登記情報を取得することで足りるという理解でよいか。(すなわち、一般財団法人民事法務協会のサイトを閲覧して登記情報をダウンロードする方法によいか。)</p>
45	<p>法人の本人特定事項の確認方法について、代表者ではなく担当者の本人特定事項の確認は従来どおり必要という理解でよいか。その場合、当該担当者の本人特定事項の確認方法は、改正される自然人の本人特定事項の確認方法に準拠して確認するという理解でよいか。</p>
46	<p>現行の施行規則第16条において、本人確認済の確認に際して、『顧客等しか本人しか知り得ない事項その他の顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告』を受けようとしているが、顧客からID・PWや生体認証情報の送信を受けると同様に、セルフイー(自分の顔写真等を自ら撮影)で撮影された画像の送信を受け、本人確認時に送信を受けた画像に写っている顧客の顔と同一であることを確認することも可能と理解しているが、その理解でよいか。</p>
47	<p>施行令第13条第1項第1号の特定事業者が他の特定事業者へ特定取引を委託する場合に、他の特定事業者が他の取引の際にすでに取引時確認を行っている場合には、取引時確認が不要となるという条文があるが、規則第6条第1項第1号ト(1)の条文が新設された後も、かかる条文は残るといえる理解でよいか。この場合の「特定取引の委託」については、口座開設時の「取引時確認の業務」のみを委託する場合もこれに該当するという理解でよいか。</p>
48	<p>現行規則では、法人顧客と対面取引を行う際に、担当者から登記事項証明書の提示を受ければ、その担当者が登記された役員であるか否かにかかわらず、本店等に郵便を送る必要はない。平仄の観点からは、新設されるサイト情報により法人の本人特定事項を確認する方法についても、対面取引の場合には、取引担当者が登記された役員であるか否かにかかわらず、本店等に郵便を送る必要はないのではないかと。また、登記事項証明書の提示とサイト情報の確認との間で扱いに差を設ける必要はないのではないかと。</p> <p>※条文案では、法人登記情報提供サービスを確認する場合であって、かつ、担当者が法人の登記された役員である場合に限り、本店等への郵便が不要となっている。それ以外の場合は全て、サイト情報の確認後、本店等に郵便を送る必要がある。</p> <p>登記事項証明書は、自然人の本人確認書類のように、当該自然人のみ保持していることが想定されているものではなく、誰でも法務局又は郵送等による交付請求で取得可能である。したがって、法人登記情報提供サービスや国税庁のサイトと情報入手のハードルは変わらない。であるなら、対面取引時の確認において、登記事項証明書の提示とサイト情報の確認との間で扱いに差を設ける必要はないのではないかと。</p> <p>もちろん、窓口に来た者が、代理権がないのに法人の担当者を装っていないかどうかを確認する必要はあるが、この点は、法人の本人特定事項の確認方法について定められた犯収法施行規則第6条ではなく、同規則11条4項において、委任状を取得すること等が既に明確に規定されているものと認識している。</p>